

給与所得者異動届出書の記入例①【退職により普通徴収へ切替え】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

受付印

7

市町村民税
道府県民税
森林環境税

給与支払報告
に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※ この届出書はコピーしてご使用ください。 1

整理番号

総務課 給与
乙葉 花子
078-912-1111

6年度
7年度

特別徴収
指定番号
宛番号
特別徴収
指定番号
宛番号

0090123456
0001

〒673-8686
明石市中崎1丁目5-1
(株) 甲野商事
個人番号又は法人番号
(右詰めでご記入ください) 9876543210000

明石 市町村民
令和 7 年
10 月 6 日
提出

フリガナ アカシ イチロウ
氏 名 明石 一郎
生年月日 1 1 昭和 2 平成 3 西暦 51 年 1 月 2 日
個人番号 1234567890000
1月1日現在 明石市本町5丁目4-3
異動後 神戸市西区玉津町大山180-3

フリガナ
氏 名
生年月日
個人番号
1月1日現在
異動後

新 姓
(ア) 特別徴収税額
(年税額) 49,200 円
(イ) 徴収済税額 16,400 円
(ウ) 未徴収税額 32,800 円
例) 11月10日納期限分の場合→10月分
令和 7 年 9 月 30 日

異動年月日
異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。
番号を記入
1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他
番号を記入
1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収
(本人が納付)

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

〒

新しい勤務先
(特別徴収義務者)
フリガナ
氏 名
生年月日
個人番号
1月1日現在
異動後

【例】9月分まで特別徴収する場合
(ア) 特別徴収税額（年税額） 49,200円（6月から翌年5月分）
(イ) 徴収済税額 16,400円（6月から9月分）
(ウ) 未徴収税額 32,800円（10月から翌年5月分）
※（ウ）の未徴収税額が普通徴収税額となります。
普通徴収の税額通知は明石市から本人宛に送付します。

新しい勤務先は、
を 月分
から徴収し、納入するよう連絡済みです。
月割額をお伝えください。
番号を記入
1 必要 2 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合）

番号を記入
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額
(ウ)と同額を
右欄に記入

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
※ 1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。

（明石市提出用）
※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の「1月1日」までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。
（1月1日から1月31日まで・1日間の場合は1月第1月曜日が提出期限となります。）

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合で